

# 新しい防衛装備移転制度の考え方

2026年4月

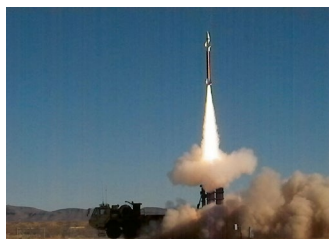
内閣官房、外務省、経済産業省、防衛省

# 1. 防衛装備移転制度見直しの意義

- この度の防衛装備移転制度の見直しは、完成品を含む全ての防衛装備品の海外移転を原則として可能とするもの。これは、以下のとおり、日本の安全を確保し、国民の命と平和な暮らしを守り、地域と国際社会の平和と安定に一層寄与するもの。
- 安全保障環境が厳しさを増す中、今やどの国も一か国のみでは自国の平和と安全を守ることができない。自国と地域の平和と安全を守るには、防衛装備面でもお互いを支え合うパートナー国が必要。
- 現に、日本の防衛装備もパートナー国によって支えられている(別添1)。同時に、東南アジア、豪州、欧州などのパートナー国は、日本の防衛装備品に対する期待を高めている。こうしたニーズに応え、防衛装備移転を行うことは、これらのパートナー国の防衛力向上、ひいては、紛争発生の未然防止に貢献することとなり、日本の安全保障の確保につながる。
- また、これらのパートナー国が日本と同じ装備品を持っていれば、部品等を相互に融通しあうことも可能となり、相互の連携が強化される。さらに、ライセンス生産などを通じて国外に生産・維持基盤を保有したり、海外移転も見据えて国内の生産能力を確保することで、仮に有事が生じた場合、長期戦への備えにもなる。



護衛艦



防空ミサイル



艦艇搭載用複合通信アンテナ

## 2. 厳格な審査と適正な管理

### 基本的考え方

- 制度の見直し後も、戦後80年以上にわたる平和国家としての理念を堅持する。
- 国際的な輸出管理の枠組み(ワッセナーアレンジメント、武器貿易条約など)を遵守した上で、案件ごとに一層厳格に審査し、適正な管理を確保していく。(主要国と同様の考え方)

### 自衛隊法上の武器に関する厳格な審査と適正な管理

- 移転先は、国連憲章に適合した使用を義務付ける国際約束の締結国に限定(※)。また、「武力紛争の一環として現に戦闘が行われていると判断される国」には原則として移転しない。

※ 「防衛装備品・技術移転協定」を締結した国(2026年4月時点で17か国(米国、英国、豪州、インド、フィリピン、フランス、ドイツ、マレーシア、イタリア、インドネシア、ベトナム、タイ、スウェーデン、シンガポール、UAE、モンゴル、バングラデシュ))

- 国家安全保障会議(閣僚レベル)で審議し、移転可能と判断した場合は、速やかに国会に通知。(主要国で、議会の「承認」を必要とする例は確認できない(別添2)。)
- 判断の審査項目を拡充(国際的な平和や安全への影響などに加え、新たに、相手国・地域の安全保障環境や輸出管理体制などを追加)。
- 必要に応じて現地で管理状況の確認を行うなど、移転後の相手国における管理状況のモニタリング体制を強化。従来どおり、日本の同意なく、相手国が日本の装備品を第三国に渡すことは不可。

弾道ミサイルからの防衛

イージス・システム(米国)



ペトリオット・ミサイル(米国)

領土を守り抜く

榴弾砲(車体)(ドイツ)



装輪装甲車(フィンランド)

国民を守り、国を守る



領空を守り抜く

F-35(ステルス能力)(米国)



JSM(ステルス機に搭載可能なミサイル)(ノルウェー)

領海を守り抜く

もがみ型護衛艦(FFM)



ロールス・ロイス社のタービンエンジン(英国)

- 主要国の装備移転制度において、議会の承認を求めるものは確認できず。
- 議会の関与を求める制度としては、輸出許可の前または後に通知を受ける例があるに留まる。

米	事前通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 一定金額以上の場合には、上院・下院の委員会に輸出許可の前に通知。</li> <li>▶ 議会が輸出禁止の共同決議を採択した場合には、輸出許可を発行することができない。ただし、共同決議が採択されたことはない(米議会HP)。</li> <li>▶ 米国の安全保障上、直ちに許可の発行が必要な緊急事態である旨の説明があれば、上記通知手続は免除。</li> </ul>
独	事後通知	一定の場合には、輸出許可を決定した案件を議会に通知。これ以外の場合には議会の事前・事後の関与はなし。
蘭	事後通知	一定金額以上の場合には、輸出許可を決定した案件を議会に通知。これ以外の場合には議会の事前・事後の関与はなし。
伊	—	通常の移転については議会の事前・事後の関与はなし。ただし、原則禁止とされている国連憲章第51条の原則に反する武力紛争中の国への輸出については、議会の意見を聴取して閣議決定する必要あり。
英	—	議会による事前・事後の関与はなし。
仏	—	議会による事前・事後の関与はなし。
加	—	議会による事前・事後の関与はなし。
韓	—	議会による事前・事後の関与はなし。